ヌ　当該変更の認定に係る指定難病の患者又はその保護者に係る地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する情報
ル　当該変更の認定に係る指定難病の患者又はその保護者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
ヲ　当該変更の認定に係る指定難病の患者又はその保護者に係る地方公務員災害補償法第二十八条の二第一項の傷病補償年金、同法第二十九条第一項の障害補償年金若しくは同法第三十一条の遺族補償年金
三　難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条の特定医療費の支給の調整に関する事務　当該支給を受ける患者又はその保護者に係る次に掲げる情報
イ・ロ　略
ハ　児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報
ニ　国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報
ホ　国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報
ヘ　地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報
ト　高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報
チ　介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報
四　難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第十三条第三項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る指定難病の患者、その保護者（当該保護者が支給認定を受けている場合に限る。）又は支給認定を受けている場合に限る。）若しくは支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報

備考　表中の［　］の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

附　則

（施行期日）

1　この命令は、法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年五月三十日）から施行する。

（日本年金機構に係る経過措置）

2　日本年金機構は、この命令の規定にかかわらず、法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から平成二十九年十一月三十日までの間において法附則第三条の二第二項に規定する政令で定める日までの間においては、法第十九条第七号の情報照会者及び情報提供者並びに同条第八号の条例事務関係情報提供者に該当しないものとする。

省　令

○総務省令第三十九号

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十四条の三十三第一項第三号の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年五月二十六日

総務大臣　山本　早苗

地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令

地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（社会保険診療報酬支払基金等に委託する事務） **第二条の十**　［略］ ［2　略］ 3　法第百四十四条の三十三第一項第三号の総務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。 一　法第五十三条第一項に規定する短期給付（同項第十号から第十三号までに掲げるものを除く。）の支給に関する事務 二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第七号）第三十一条の二各号に規定する事務	（社会保険診療報酬支払基金等に委託する事務） **第二条の十**　［同上］ ［2　同上］ ［項を加える。］

備考　表中の［　］の記載及びその標記部分に二重傍線を付した部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、平成二十九年五月三十日から施行する。